

敷地の有効活用による市場機能の強化を目指します
～場内事業者から事業提案を募集～

千葉市地方卸売市場では、市場の戦略プランである「経営展望」に基づき、市場用地の有効活用を前提に、取扱量の拡大など市場活性化のために必要な機能強化を図るため、場内事業者から事業提案を募集しますので、お知らせします。

1 事業予定地

- (1) 所在地
美浜区高浜2丁目42番の一部
- (2) 貸付面積
全体面積190,350.00㎡のうち10,771.04㎡ ※現状は福利厚生施設
- (3) 用途地域
準工業地域

2 応募資格

千葉市地方卸売市場における業務許可を受けた場内事業者等
※卸会社、仲卸事業者、関連事業者及び同事業者で構成された組合または共同体

3 募集条件

- (1) 千葉市地方卸売市場経営展望に沿った、市場の活性化に必要な品質管理・物流・加工等の機能強化を図る事業であること。
- (2) 貸付は、現状有姿渡りで、事業用定期借地権により期間は10～30年とする。
- (3) 電気、給排水、ガス等インフラを含む施設整備費及び運営費等は事業者負担とする。

4 募集要項配布等

- (1) 配布開始日
平成29年7月25日（火）11：00から
- (2) 配布場所
千葉市地方卸売市場 管理事務所（美浜区高浜2-2-1）

5 事業提案の提出

(1) 提出書類

事業用地貸付申請書、応募事業者に関する書類、事業計画書、施設計画書、資金調達計画書、誓約書など。

(2) 提出方法等

千葉市地方卸売市場 管理事務所へ持参。

(3) 受付期間

平成29年8月1日(火)～10日(木)

※土・日曜日を除く9:00～17:00

6 事業予定者の選定

千葉市地方卸売市場事業用地貸付審査委員会にて審査のうえ、事業予定者を決定します。

7 スケジュール(予定)

7月25日(火) 募集要項配布開始

8月1日(火) 受付開始(8月10日(木)まで)

8月下旬 審査委員会による審査、事業者決定

9月中旬 契約・引き渡し

<参考>千葉市地方卸売市場について

千葉市場は、昭和36年7月に国の認可を受け、当時の千葉市問屋町(現在、中央区問屋町の千葉ポートスクエアがある辺り)に、全国18番目の中央卸売市場として開場した。その後、人口増や取扱量の増加等により昭和54年10月に、現在の美浜区高浜に移転し、千葉市をはじめ周辺市町村を供給圏域として生鮮食料品の安定供給に努めてきた。平成26年4月に、国の第9次卸売市場法整備基本方針を踏まえ、中央卸売市場から地方卸売市場に転換し現在に至っている。

平成27年3月には、地方卸売市場への転換を契機に、将来を見据えた市場全体の経営戦略的な視点に立った、卸売市場の将来の在り方を示す「経営展望」を策定し、ハード・ソフト両面から市場の活性化に取り組んでいる。

今回の「敷地の有効活用」は、基本方針の一つに位置付けられており、市場間競争が激しさを増す中で、市場の活性化に必要な機能強化を図るとともに、場内事業者の経営改善を目的に実施するもの。

主な設備	青果棟、水産棟、冷蔵庫、定温庫、SF級冷蔵庫、関連商品売場など
事業者数	卸会社3社、仲卸会社52社、関連事業者45社(H29.4.1現在)
取扱高(H28年度)	青果：約115千t、約245億円 水産：約14千t、約138億円

※戦略プラン「経営展望」は以下のURLからダウンロードできます。

【URL】<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/ichiba/keieitenbou.html>